

下水道の接続は3年以内に!



公共下水道が整備され上下水道局が供用(処理)開始の手続きを行うと、下水道法及び那覇市下水道条例により、供用開始区域内の建物所有者は、台所、風呂場などから出る汚水を速やかに公共下水道へ接続しなければなりません。

1 くみ取り便所の建築物所有者

くみ取り便所は、処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

2 浄化槽便所の建築物所有者

台所、風呂場等の汚水については、くみ取り便所の場合と同様です。また、浄化槽も処理開始公示の日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません。(那覇市下水道条例第24条第1項)



水洗化の改造工事に対する補助について

1 生活扶助世帯補助(持家)

生活扶助世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事の全額を補助します。

2 障がい者世帯補助(持家)

重度の障がい者世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の25万円以内で補助します。

3 低地帯建物の下水道接続補助(持家)

建物が道路より低い位置にあり、水中ポンプを使用しなければ下水道へ接続できない場合、ポンプ設置工事費の3/5の額で30万円以内を補助します。

4 低所得世帯補助(持家)

低所得世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の補助をします。

- ・年間所得が50万円未満の世帯員のみ場合は、工事費の30万円以内。
- ・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の1/3の額で15万円以内。

※ただし、1～4の補助はいずれも新築工事は該当しません。

公共下水道への接続工事の資金貸付について

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程で定める貸付の対象者が、くみ取り便所や浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合、上下水道局から貸付けを受けることができます。

1 貸付金額・償還方法

1設備につき40万円以内。ただし、共同住宅(同一所有者)は100万円以内。無利子40回以内の毎月均等払い。

2 借受人

貸付の対象者: 家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた家屋の使用者(借家人)

要件 「所得額50万円以上～1,000万円以下の方」
「共同住宅の場合: 所得額100万円以上～1,250万円以下の方」

3 連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。

要件 ①同居人以外であること。②貸付金の償還の連帯保証について十分な支払能力を有すること。
③沖縄本島内に住所を有し、所得額が100万円以上であること。

下水道普及活動の出発セレモニー

平成27年10月29日(木)に下水道普及活動のセレモニーを行いました。

上下水道局では、公共下水道が供用開始されてから一定期間経過後も下水道へ接続されていない建物について、接続のお願いをするとともに、公共ますの状態や接続状況等の実態調査を行っています。

ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



【お問い合わせ】料金サービス課 排水設備係 TEL: 941-7810